（優良自動車整備事業者認定規則の一部改正）

第三条　優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
（認定の種類） **第二条**　（略） 2　特殊整備工場の認定は、別表に定める作業区分ごとに行う。 （認定の申請） **第三条**　（略） 2　（略） 3　第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面 （一種整備工場に係る基準） **第五条**　一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第四十八条第一項の点検に附随して行われる全ての整備作業が実施できること。ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。 イ～リ　（略）	（認定の種類） **第二条**　（略） 2　特殊整備工場の認定は、別表に定める作業区分ごとに行なう。 （認定の申請） **第三条**　（略） 2　（略） 3　第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　自動車分解整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面 （一種整備工場に係る基準） **第五条**　一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第四十八条第一項の点検に附随して行なわれるすべての整備作業が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。 イ～リ　（略）

改正後			